

# 発注者支援業務委託実施要領

## 1 目的

公共土木施設整備等に関する各種工事や災害復旧工事（災害復旧に関連する工事等含む）の実施に際し積算資料作成業務や工事監督支援業務を外部委託することで、迅速かつ円滑な工事進捗を図るもの。

## 2 適用工事

岩手県土木整備部が発注する下水道及び建築・設備関係事業を除く工事に適用するものとする。

## 3 適用基準

設計業務等共通仕様書、特記仕様書、発注者支援業務積算基準等に基づき施行するものとする。

## 4 業務概要

### （1）積算資料作成業務

工事の積算に必要な設計図面、数量総括表（数量計算書）、積算基礎資料等の作成を行うものとし、次の内容を行う。

ア 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

### （2）工事監督支援業務

工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び設計変更協議用資料の作成等を支援するものとし次の内容を行う。

- ① 請負工事の契約の履行に必要な資料作成（指示・協議資料作成、工事受注者提出書類のチェック、その他必要書類作成）
- ② 請負工事の施工状況の照合等（使用材料、段階確認報告等）
- ③ 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- ④ 工事検査等への臨場

## 5 執行方針

発注者支援業務を発注する場合は、民間コンサルタントへの発注を基本とする。なお、同様の業務を公益財団法人岩手県土木技術振興協会に委託する場合は、「公益財団法人岩手県土木技術振興協会に対する業務委託の事務取扱要領」による。

## 6 技術者要件

### （1）管理技術者

- ① 技術士（総合技術監理部門（建設））
- ② 技術士（建設部門）
- ③ R C C M（建設部門）
- ④ 大学・高等専門学校卒業後道路、河川、砂防及び海岸、鋼構造及びコンクリート、トンネル、港湾及び空港のいずれかの部門の業務の技術者としての経験が20年以上の者
- ⑤ 高等学校・専修学校卒業後道路、河川、砂防及び海岸、鋼構造及びコンクリート、トンネル、港湾及び空港のいずれかの部門の業務の技術者としての経験が25年以上の者
- ⑥ 一級土木施工管理技士

(2) 担当技術者

- ① 技術士（総合技術監理部門（建設））
  - ② 技術士（建設部門）
  - ③ R C C M（建設部門）
  - ④ 大学・高等専門学校卒業後道路、河川、砂防及び海岸、鋼構造及びコンクリート、トンネル、港湾及び空港のいずれかの部門の業務の技術者としての経験が20年以上の者
  - ⑤ 高等学校・専修学校卒業後道路、河川、砂防及び海岸、鋼構造及びコンクリート、トンネル、港湾及び空港のいずれかの部門の業務の技術者としての経験が25年以上の者
  - ⑥ 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
  - ⑦ 技術士補（建設部門）
  - ⑧ 公共工事の発注者<sup>(注1)</sup>として、道路、河川又は港湾関係の技術的行政経験を10年以上有する者
  - ⑨ 次のいずれかの業務の実務経験が1年以上の者
    - ア 国、地方公共団体、特殊法人等<sup>(注2)</sup>、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務等）
    - イ 国、地方公共団体、特殊法人等<sup>(注2)</sup>、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、P F I 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務の概略・予備・詳細設計、土木工事における監理技術者の業務
- (注1)「公共工事の発注者」とは、国、都道府県、政令市又は特殊法人等で職員として従事したことをいう。
- (注2) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人（日本道路公団など、同条に規定する法人の組織改編前の法人も含む）をいう。

7 留意事項

受注者における主な留意または遵守事項は下記のとおりとする。

- (1) 業務の主たる部分を再委託させてはならないこと。
- (2) 業務上知り得た秘密を第3者に漏洩しないこと。
- (3) 発注者と同等のセキュリティを確保すること。
- (4) 業務期間中は、中立公平性を確保すること。

8 その他

業務発注に際しては、発注者支援業務特記仕様書を設計図書に添付するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。